

令和7年9月1日

令和7年度高度管理医療機器等の販売業等に係る継続研修のご案内

公益社団法人日本薬剤師会・公益社団法人茨城県薬剤師会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）による高度管理医療機器販売業等の許可を受けている営業者は、その事業所の営業管理者等に毎年指定の継続研修を受講させる義務があります。

そこで、本会では、日本薬剤師会との共催により、標記研修会を下記のとおり開催することといたしましたので、該当する方はお申し込みください。

なお、すでに他の団体が開催する本年度の継続研修を受講された方は、本研修を受講する必要はありません。また、やむを得ない事情により出席できない方は、日本薬剤師会ホームページに掲載される他県での研修会にお申し込みください。

記

1 開催形式：WEB研修形式

（日薬作成のユーチューブコンテンツの受講及びレポートの提出）

2 配信期間：令和7年11月12日（水）～11月18日（火）

3 実施場所：インターネット視聴環境のある勤務先やご自宅等

※オンデマンド配信のため、配信期間中の都合の良い時間に視聴することができます。

4 受講対象者：

茨城県において「高度管理医療機器等販売業等」の許可を取得している事業所の営業管理者等

※以下の営業管理者等として保健所に届け出ている方が対象です。

- ① 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の営業管理者（薬機法施行規則第168条）
- ② 医療機器修理業の責任技術者（薬機法施行規則第194条）
- ③ 特定管理医療機器の販売業等の営業管理者（薬機法施行規則第175条第2項）

※①と②は毎年受講の義務があります。③は受講の努力義務があります。

5 研修内容：

薬機法その他薬事に関する法令、医療機器の品質管理、医療機器の不具合報告及び回収報告、医療機器の情報提供（合計で約3時間相当）

6 受講料（テキスト代含む）：

- ・2,200円（税込）：茨城県薬剤師会会員
- ・5,500円（税込）：上記以外の者

7 受講申込：

茨城県薬剤師会ホームページ「お知らせ」の本研修会の案内ページに設ける「受講申込」フォームから、令和7年9月26日（金）までにお申し込みください。受講者には順次、受講のご案内と受講料の振込用紙をお送りいたします。

8 修了証の交付：

受講後、速やかにレポートを提出していただき、確認でき次第、修了証を交付いたします。

9 お問い合わせ：茨城県薬剤師会事務局（大貫・根本）電話 029-306-8934